

鳥取県告示第 779 号

平成 15 年鳥取県告示第 380 号（指定地域内における自動車騒音の限度が適用される区域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成 18 年 10 月 24 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>米子市、倉吉市、境港市、八頭郡八頭町及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域</p> <p>a 区域 別図において緑色で示した区域</p> <p>b 区域 別図において黄色で示した区域</p> <p>c 区域 別図において赤色で示した区域</p> <p>（「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）</p>	<p>米子市、倉吉市、境港市、八頭郡八頭町及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域</p> <p>a 区域 別図において緑色で示した区域</p> <p>b 区域 別図において黄色で示した区域</p> <p>c 区域 別図において赤色で示した区域</p> <p>（「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部環境政策課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）</p>